

経営会議の内容

件 名	下鶴間内山地区の住居表示の実施について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成29年10月19日（木） 11:00 ～ 11:35 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、街づくり計画課長
提 出 理 由	下鶴間内山地区の住居表示実施に向けて、町界町名審議会への諮問を行うにあたり、実施区域と町名町割りの案について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・内山地区住居表示検討委員会が行ったアンケート調査では、住居表示の実施に賛成する人が多数であるとのことだが、反対の人の理由は把握しているか。 （所管部）「そもそも住居表示の必要がない」、或いは、「運転免許証の書き換えといった住所変更に伴う各種手続を手間と感じる」、などが理由として挙げられている。 ・住居表示の実施によって得られるメリットも大きいと思うがどうか。 （所管部）その地区に不案内の方が、住所を検索して訪れやすくなるほか、消防等への緊急通報時に自分の居場所を連絡しやすくなる効果などが考えられる。 ・住居表示の実施に伴って、つきみ野5丁目の中央林間内山自治会館が所在する区域を中央林間8丁目にする考えとのことだが、これまでに市で行った住居表示の中で、実施済みの区域を変更した例はあるか。 （所管部）下鶴間西側地区を中央林間西とする住居表示を実施した際に、南林間3丁目の一部を中央林間西に変更した例がある。地域の要望や実情を踏まえて適切に対応していく考えである。 ・当該区域には企業や大型店舗がある。新住所の付定の作業にあたっては、経済活動にも配慮し、丁寧に対応していくことが必要であると思う。 ・郵便番号はどうか。 （所管部）下鶴間から中央林間の郵便番号に変更となる見込みである。 ・町割り案について、それぞれの面積に差があるが問題はないか。 （所管部）適切な町割りとなるよう、一つの町は23ha、その中の街区数は50程度までとする基準に基づいたうえで、区域の分かりやすさに配慮しながら案を検討した。 ・自治会の区割りや組織に影響は生じないと考えて良いか。 （所管部）影響は生じない。 ・住居表示の手続きを進めるにあたり、国や県などとの調整は必要ないか。 （所管部）関係機関との調整は要しないが、住居表示の実施を報告する必要がある。
会議結果	案のとおり、進めていく。